

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第31号

答申番号：令和4年度答申第30号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の事情を顧みずになされた原処分（特別障害者手当認定請求却下処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 脳梗塞による左上下肢麻痺により、歩行時は左足短下肢装具を常時装着し、杖を使用して歩行しており、立ち座りについては、常に補助器具を使用している。また、左手の麻痺により、タオルを絞る、靴紐や紐を結ぶ、左親指と左人差し指でファスナー付きの衣類の根元を掴んでファスナーを引き上げる、紙パック入りの飲料の口を開ける等の動作ができず、肘から先が動作しない。

(2) 心臓機能障害にあつては、ペースメーカーを装着している。また、原処分に当たって、諸々の検査が行われていない。

2 処分庁の主張の要旨

次のとおり、原処分は法令に基づく適法なものであるから、請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

(1) 処分庁は、嘱託医師に診断書の審査を依頼した結果、請求人は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）別表第2各号の一に規定する障害の状態にないとの判定であったことから、政令第1条第2項第1号及び第2号に規定する障害の状態にないものと判断した。

(2) 処分庁は、嘱託医師の判定、関係法令等を勘案し、請求人の有する障害の状態は政令別表第1第8号に該当すると認めたが、請求人の身体機能の障害等により日常生活において必要とされる介護の程度が政令第1条第2項第1号に定める障害の状態によるものと同程度以上とは認められないことから、政令第1条第2項第3号に規定する障害の状態にないものと判断した。

(3) 処分庁は、上記の判定等を踏まえ、請求人が政令第1条第2項各号に規定する障害の状態にないものと判断し、原処分を行ったものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別障害者手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第26条の2に規定する特別障害者手当（以下「手当」という。）の受給資格が認定されるためには、特別障害者手当認定診断書に記載された請求人の障害の状態が、嘱託医の審査判定も得て、総合的にみたときに、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）」に定める要件に合致するものと判定される必要がある。請求人の障害の状態は、認定基準に照らし、法第2条第3項の「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」とは認められないことから、請求人は同項の特別障害者と認めることはできない。したがって、請求人については、手当の支給要件を満たすものと認めることはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年1月16日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法に規定する「特別障害者」とは、20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいうこととされ（法第2条第3項）、その障害の状態は、①身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が政令別表第2各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの、②①のほか、身体機能の障害等が重複する場合（政令別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が①に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの又は③身体機能の障害等が政令別表第1各号（第10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が②と同程度以上と認められる程度のもの、のいずれかに該当するものとされている（政令第1条第2項）。

また、手当の受給資格の認定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（認定基準）を定めている。かかる基準の内容は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、近年の医学的知見を踏まえて定められていることが認められ、この点について特段の不合理的な点は見受けられない。

なお、認定基準によると、法第2条第3項にいう障害の状態とは、精神又は身体に政令第1条第2項に該当する程度の障害があり、かつ、その障害が永続

性を有するか、又は長期にわたって回復しない状態をいうものであることとされており、その判定は、特別障害者手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件についてみると、まず、請求人は、「脳梗塞」を有し、特別障害者手当認定診断書（肢体不自由用）（以下「本件診断書（肢体不自由用）」という。）によれば、請求人の肢体不自由に関する障害の程度については、左半身が知覚麻痺とされ、関節運動筋力は、首、右の肩関節、肘関節、手関節及び膝関節は「正常又はやや減」、体幹は「半減」、左の各関節について「著減又は消失」とされている。そして、補助用具として常時下肢補装具及び杖を使用している。

また、請求人は「洞不全症候群」を有し、特別障害者手当認定診断書（心臓疾患用）（以下「本件診断書（心臓疾患用）」という。）によれば、請求人の心臓疾患に関する障害の程度については、障害は永続すると判定され（令和3年6月15日）、「臨床所見」は、「浮腫」が「有」と、「心臓ペースメーカー装置」は「有（3年6月15日装着）」とされ、「活動能力の程度」は「安静時でも心不全症状又は狭心症症状が起こるもの」に「○」が付されているほか、「安静を要する程度」は「7 軽労働はよいが重労働は禁ずる。ただし、休憩時間を多くとる。」に○が付されている。

次に、まず、請求人が上記①に該当するかどうかについてみる。請求人は脳梗塞により肢体不自由に関する障害及び心臓疾患を有するとされているから、政令別表第2各号のうち、該当する障害としては、両上肢の機能障害（同表第3号）、両下肢の機能障害（同表第4号）、体幹の機能障害（同表第5号）及び心臓の機能障害（第6号）が挙げられる。そして、認定基準によれば、これらの機能障害に該当する状態として、「肩、肘及び手の上肢の3大関節又は股、膝及び足の下肢の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するもの」、「体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの」又は「自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるもの」であるとされている。この点、前記の本件診断書（肢体不自由用）及び本件診断書（心臓疾患用）で示された請求人の障害の状態と認定基準とを照らし合わせると、請求人は左半身の麻痺により、左上下肢の機能障害が顕著であることが窺われるものの、その他の点において、認定基準に該当する障害の状態にあるとみるべき記載は認められない。

次に、請求人が上記③に該当するかどうかについてみると、認定基準は、③の対象となる障害として「内部障害」若しくは「その他の障害」を挙げ、かつ、これらの障害の程度が「結核の治療方針」にいう「絶対安静」の状態にあることを要件としているところ、本件診断書（心臓疾患用）によれば、請求人は心臓疾患を有するが、その「安静を要する程度」は「軽労働はよいが重労働は禁ずる。」とされている以上、「絶対安静」の状態に該当するものとはいえない。

なお、前記のとおり、請求人は①に該当する障害を有していないから、上記②に該当するということとはできない。

以上からすると、請求人は、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態

にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」(法第2条第3項)とは認められないとして、請求人について手当の支給要件に該当しないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも看過し難い過誤欠落又は著しく不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められないというべきである。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子